平成２７年（フ）第１号
千葉県浦安市富士見５丁目８番17―203号
フェリーゼ舞浜
債務者　山本　春彦
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
千葉県浦安市富士見５丁目８番17―203号
フェリーゼ舞浜
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
千葉市花見川区天戸町1491番地５　レオパレスタートルハウスⅡ―104号
債務者　大野　　博
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３４号
千葉県浦安市富士見３丁目20番３号　リバーハイツ103
債務者　戸津　良伸
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
千葉市花見川区花見川１番12棟207号
債務者　佐々木照子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５６号
千葉県市原市姉崎1002番地２　サンクレスト富士見Ｂ101
債務者　小野　玲子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７０号
千葉市若葉区佐和町292番地６
債務者　林　　**隆**
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
長崎県長崎市矢の平２丁目19番24号、旧住所長崎県長崎市西山３丁目１番23号　プロミネント101号
債務者　津田　静香（旧姓井高）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
長崎県長崎市田中町1574番地　ティーコート矢上401号
債務者　倉本麻美子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市平之町16番11号　ロイヤルコート平之602号
債務者　永里美知子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６号
茨城県鹿嶋市大字志崎428番地
債務者　秋山　祐人
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１５号
茨城県神栖市波崎6838番地13
債務者　高崎久美子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３９号
茨城県古河市中田148番地４　グリーンハイツＩＢＢ棟203号
債務者　藤野真夕子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６５号
茨城県結城市大字中655番地　市営中住宅10号
債務者　千葉　　精
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６６号
茨城県結城市大字中655番地　市営中住宅10号
債務者　千葉　次子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８２号
千葉県船橋市新高根１丁目４番12―302号
債務者　高橋　美央
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４３号
川崎市麻生区百合丘１丁目16番地41　コートコア百合丘303
債務者　長雄　寛明
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係